

特別徴収の納期特例について

【納期特例とは】

住民税は、通常宇陀市から通知した従業員ごとの住民税額を毎月の給料（毎年度6月～5月）から天引きし翌月10日までに金融機関等を通じて納入していただきますが、従業員数が10人未満の事業所には、申請により年12回の納期を年2回にするという制度です。

納期特例を受ける場合は、宇陀市への申請が必要です。

詳しくは、お問い合わせください。